

土岐市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
土岐市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

平成 29 年度から、教職員が生き生きと笑顔で子ども一人一人と向き合えることが、学校教育の充実につながるという考えのもと、様々な働き方改革を進めてきた。また、「土岐市教職員の労働安全衛生管理の指針」に基づき、教職員の負担軽減やメンタルヘルス向上のため、教育課程の見直しや面接指導体制の整備などに取り組んできた。

一方、近年、教員不足が社会的な課題となっている。質の高い教職員を確保するため、令和 7 年 6 月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置等の一部を改正する法律案」が成立し、教職員の処遇改善や働き方改革の一層の推進が求められている。

こうした国の動向を踏まえ、「ふるさとの人々の絆を深め、夢と誇りを育み、自ら未来を切り開く力を培う土岐の教育」を基本理念とする第 3 次土岐市教育振興基本計画では、基本施策 5 として教育の質を高める教職員の資質・能力の向上を掲げ、働きやすい職場環境づくりの推進に取り組もうとしている。その実現に向け、本計画を策定し、教育委員会と学校が一体となって教職員の適切な業務量管理と教職員の健康・福祉の確保を進めていく。

(2) 本市の現状

本市では、「働きやすい職場環境づくりの推進」に向けて、教職員の働き方についての意識を改革し、働きがいのある職場づくりを通して、児童生徒と十分に向き合う時間を確保できるよう管理職の学校経営に必要な資質・能力と教職員一人一人のタイムマネジメント能力の向上に取り組んできた。また、時間外在校等時間の上限「原則 1 箇月 45 時間・1 年 360 時間」を目標に、時間外在校等時間を把握し、業務改善やメンタルヘルス対策などの取組を行ってきた。取組前の令和元年度と取組の結果である令和 6 年度は以下のとおりとなっている。

【令和元年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月 45 時間を下回る割合	月 80 時間を上回る割合 (延べ人数)
小学校	37.8 時間	61.4 %	2.0 % (38 人)
中学校	42.6 時間	48.7 %	7.2 % (76 人)
小中学校	40.2 時間	56.4 %	4.6 % (114 人)

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月 45 時間を下回る割合	月 80 時間を上回る割合 (延べ人数)
小学校	31.2 時間	81.7 %	0.3 % (7 人)
中学校	32.1 時間	77.8 %	1.9 % (29 人)
小中学校	31.7 時間	80.1 %	0.6 % (36 人)

取組の結果、時間外在校等時間の月平均、月45時間を下回る割合、月80時間を上回る割合のどの項目においても改善されている。勤務時間の正確な把握や、業務の見直し、ICT活用による効率化などを図ってきたことの成果と考えられる。

しかし、時間外在校等時間が45時間を超える割合は、今なお小中学校で19.9%と全教育職員のおよそ5分の1を占めている。また、年間360時間以上の時間外在校等時間の教職員の割合は、コロナ禍の令和4年度は49.0%であったが、令和6年度は52.9%と増えている。加えて、高ストレスを抱える教職員の割合は、令和4年度は6.2%であったが、令和6年度は8.3%と増加している。こうした状況は、日常の教育活動が戻ってきたことにより、生徒指導対応や事務的な業務の負担が大きくなってきているものと考えられる。

こうした状況の改善を図るためには、学校と市教育委員会が一体となって対応することによって業務の負担を軽減し、教育の質の向上のために必要な教職員の時間的余裕や心のゆとりを創出することが必要である。

2. 目標

○本計画において、達成を目指す計画は以下のとおりとする。【令和6年度の状況】

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・時間外在校等時間の月平均時間を30時間以内 【31.7時間】
- ・月平均45時間以下の時間外在校等時間の教職員の割合を100% 【80.1%】
- ・月の時間外在校等時間が80時間を超える教職員を0人 【延べ36人】
- ・年間360時間以上の時間外在校等時間の教職員を10%以下 【52.9%】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上 【14.8日】
- ・高ストレスを抱えている教職員を5%以下 【8.3%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 教育委員会が実施する内容

①過剰な苦情や不当な要求等への対応

- ・学校での対応が困難な事案については、スクールロイヤー制度を活用し、法的相談を受けられるようにする。また、学校からの相談を受け、必要に応じて助言する。(「3分類」⑤関係)

② ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ ICT機器・ネットワーク設備の保守・管理をするために、民間業者への委託や、ICT支援員が定期的に学校を巡回する。（「3分類」⑧関係）
- ・ 採点作業に係る事務負担を軽減するために、学校の実情に応じて自動採点システムを導入する。（「3分類」⑯関係）

③支援が必要な児童生徒への対応

- ・ 多様な児童生徒に対して、学校看護師、学校支援員、特別支援サポートティーチャー、外国語指導員、学校内教育支援センター相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置し、教職員と連携して指導・支援が進められるようにする。（「3分類」⑲関係）
- ・ 市教育支援センター（IKOT・いこっと）が、不登校や多様な特性をもった児童生徒、その保護者の悩みや不安の相談に対応する。また、ニーズに寄り添った支援環境を整え、学校・専門諸機関との連携により切れ目のない支援を行う。（「3分類」⑲関係）
- ・ 学校からの要望に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが学校のケース会議へ参加し、市教育支援センター（IKOT・いこっと）と学校が連携して支援を行う。（「3分類」⑲関係）

④副校長・教頭マネジメント支援員及び、スクール・サポート・スタッフによる業務支援

- ・ 学校の実情に応じて副校長・教頭マネジメント支援員を配置し、業務の支援を行う。（「3分類」⑥関係）
- ・ 各学校にスクール・サポート・スタッフを配置し、印刷等の業務について、学校のニーズに応じて活用できるようにする。（「3分類」⑮関係）

⑤部活動

- ・ 各種団体と連携して部活動の土岐市地域クラブへのさらなる展開を進める。（「3分類」⑮関係）

⑥健康及び福祉の確保

- ・ 校長会、教頭会において、働き方改革やメンタルヘルスに関わる研修会を実施する。
- ・ 年に1回、労働安全衛生総括委員会を実施し、該当年度の取組の成果と課題を確認し、全学校で共通して取り組む方向性を明確にする。

- ・健康及び福祉の確保に向けて、週40時間を超える労働時間が月80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる場合は、産業医との面接指導が受けられるようにする。
- ・全職員がストレスチェックを実施し、自分のストレスの度合いを把握できるようにする。

⑦ハラスメントとメンタルヘルス不調等の速やかな察知と解決

- ・教育委員会に相談窓口を設置し、教職員に周知する。
- ・「土岐市立学校職員安全衛生管理規定」や『「職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針」及び運用要領』を、教職員に周知する。

(2) 各学校で共通して取り組む内容

①勤務時間の正確な把握と管理職による指導助言

- ・教職員は、業務改善や健康確保のために、正確な出退勤時刻を入力する。
- ・管理職は、平日19時以降の勤務や休日勤務について、事前に「事前申告書」を求める。
- ・管理職は、教職員の時間外在校等時間が長時間になる原因や状況を把握することに努め、個別に指導助言をする。

②業務内容の見直し

- ・教育活動のねらいを踏まえ、行事等が重複して教職員の負担が大きくなるないように、諸行事の開催時期を調整する。
- ・学校に設置されている様々な委員会を見直し、合同設置するなど、業務の適正化に向けた運用を行う。
- ・児童生徒の登校する時間を見直すとともに、学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動等の推進をする。（「3分類」①関係）
- ・教職員の業務負担軽減に向け、地域人材や地元の団体等を積極的に活用する。
- ・中学校では、部活動の複数顧問制をとり、交替して指導を行えるようにする。
- ・管理職は、校務分掌を上半期、下半期に分けるなど、適宜見直し、必要に応じて変更等を行う。
- ・管理職は、教職員一人一人の担当業務を一覧にするなどして「見える化」を図り、業務の偏りや業務内容のチェック機能を高め、業務の平準化を進める。

③教職員の働き方への意識改革

- ・教材教具の簡素化や、教材教具の教職員間での共有を図り、授業準備の効率化を行う。

- ・職員会議や全校研究会などの会議は勤務時間内に設定し、会の初めに終了予定時刻を示し、遵守する。
- ・会議のペーパーレス化、保護者メールによる通信のデジタル配信など、ICT機器を活用する。
- ・教職員一人一人のタイムマネジメント能力の向上に向けた研修を実施する。
- ・「健康を考える日」を実施し、教職員一人一人が自分自身の働き方を振り返る。

④家庭に早く帰る意識の醸成

- ・日常的に最終退勤時刻を遵守することを目指す。(原則19時)
- ・早く家庭に帰る日(ノー残業デー)は、18時退勤を目指す。(原則8のつく日)

⑤ハラスメントの未然防止と心の健康保持

- ・継続的にハラスメント防止やメンタルヘルスに関する研修を行う。
- ・校内に相談窓口を設置し、教職員が相談しやすいように配慮する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・各学校の取組状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、該当する学校に聞き取り・指導等をする。特に、時間外在校等時間の把握をし、長時間となっている教職員がいる学校に対しては、個別の支援・指導をする。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて学校へ本計画の周知を行うとともに、校長会・教頭会で取組の進捗状況を確認する。各学校においては、学校運営協議会における協議を踏まえつつ、本計画に基づいて、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の鍵錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画